

# 東北地区不動産公正取引協議会 平成30年度 事業計画書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

我が国の経済は様々な経済対策により雇用・所得環境が改善しつつある。

東北地区においても東日本大震災から7年の年月を経て、防潮堤の整備、中心市街地のかさ上げ工事等、復旧・復興は目に見える形で着実に進展しており、地価の下落率も縮小傾向にあり、宮城・福島の2県では住宅地・商業地・工業地いずれも上昇を続けている。

経済の活性化には、経済効果の高い不動産業界の果たす役割は非常に大きいものがある。

消費者が安心して不動産取引ができるよう、当協議会は、不動産の表示に関する公正競争規約及び不動産における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の周知と適正な運用をすることにより、不当な顧客誘引を防止し、一般消費者の自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的として、活動する。

これらを踏まえ、平成30年度の実業計画を次のとおり策定する。

## 1. 公正競争規約違反の未然防止

### (1) 講師育成及び調査員、規約担当者に対する実務研修会の開催

例年日常的に構成団体所属会員・賛助会員・広告会社等からの広告に関する事前相談を受ける窓口となる構成団体の調査員・規約担当事務局職員を対象として、研修会を開催しているが、さらに構成団体において規約に関する研修会の講師を務められる人材を育成することが求められている。

講習時間、内容を工夫し、各構成団体において担当役職員が規約の普及、周知徹底ができるよう、業務知識の更なる習得を図ることとする。

### (2) 事前相談業務の実施

当協議会及び各構成団体の役職員が、所属会員・賛助会員・広告会社等からの不動産広告の制作・企画等に関する事前相談業務を適正かつ公正に行い、規約違反広告の未然防止に努める。

### (3) インターネット広告への対応

インターネットによる広告表示についても、他の媒体同様、おとり広告や不当表示の未然防止に努める。

不動産情報サイトや加盟事業者のホームページにおいて、契約済みの物件等を掲載する「おとり広告」など、規約に違反する広告が増加傾向にあることから、これらの広告

に対する監視を強め、規約に違反する加盟事業者に対し、積極的に措置を講ずることとする。

また、当協議会が、「おとり広告」や重大な不当表示により措置を講じた加盟事業者に対しては、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会の「ポータルサイト広告適正化部会」のメンバー等の不動産上場サイト運営会社と協力・連携し、これらが運営するサイトに、最低 1 か月間の掲載停止の処分とする取り組みを実施できるよう、体制を整えることとする。

## 2. 公正競争規約の普及活動

### (1) 加盟事業者に対する研修会の開催

各構成団体において、所属会員を対象とした研修会を開催し、不動産の公正競争規約に関する研修会を開催し、規約の周知徹底に努める。

### (2) ホームページにおける広報活動

不動産公正取引協議会連合会のホームページにおいて、協議会の活動状況について広く一般消費者に対する広報活動に努めるほか、公正競争規約を掲載し広く一般に対し規約の周知を図る。

また、各構成団体のホームページより同連合会へのリンクを行っていただき、引き続き周知・活用に協力をいただく。

### (3) 公正表示ステッカーの頒布

当協議会の加盟事業者の証として「公正表示ステッカー」を頒布し、引続き構成団体の会員事業所の店頭における掲示を促進することにより、事業者のコンプライアンス意識の向上に努める。

### (4) 賛助会員の入会促進及び周知

不動産広告の適正な表示を徹底するためには、不動産広告を企画・制作する広告会社等の理解と協力が不可欠であることから、引き続き、広告会社等に対し、賛助会員としての入会促進を図るとともに構成団体に対し加盟事業者に賛助会員名簿を配布するなどして周知を図り、なるべく賛助会員となっている広告会社を利用するよう呼びかけを依頼する。

#### (5) 公正競争規約、ハンドブックの頒布

不動産の公正競争規約・ハンドブックについて、引き続き構成団体に頒布し、公正競争規約の普及に努める。

### 3. 公正競争規約の遵守状況調査

9月を不動産広告の調査月間と定め、各構成団体の調査員による調査・審査を行い、不動産広告の適正化に努める。

### 4. 公正競争規約違反案件の指導及び是正措置

#### (1) 公正競争規約違反案件の受付と調査及び措置

「違反調査及び措置の手続等に関する規則」「東北地区不動産公正取引協議会運営規程」「東北地区不動産公正取引協議会違反調査等事務処理規程」に基づき、違反案件について円滑な対応を図る。

#### (2) 移送事案等の処理

消費者庁・公正取引委員会・都道府県他関係官庁等からの移送事案、一般消費者等からの申告事案については、各構成団体（地区調査指導委員会）の協力を得ながら、迅速な対応を図る。

### 5. 関係官庁及び関係団体との連携

当協議会の事業活動を円滑に遂行するため、引き続き消費者庁・公正取引委員会・国土交通省・東北6県の景品表示法・宅地建物取引業法所管課との連携を密にする。

さらに、不動産公正取引協議会連合会・一般社団法人全国公正取引協議会連合会とも各種会議を通じて業務の関係強化に努める。

### 6. 当協議会事務局の有り方の検討

平成14年度から当協議会の事務局を持ち回りで担当しており、平成30年度から4年間秋田宅建担当で一巡する。このまま、持ち回りを継続するのか別の方法とするのか、事務局の有り方について検討を始める。